災害時要援護者支援事業のしくみ

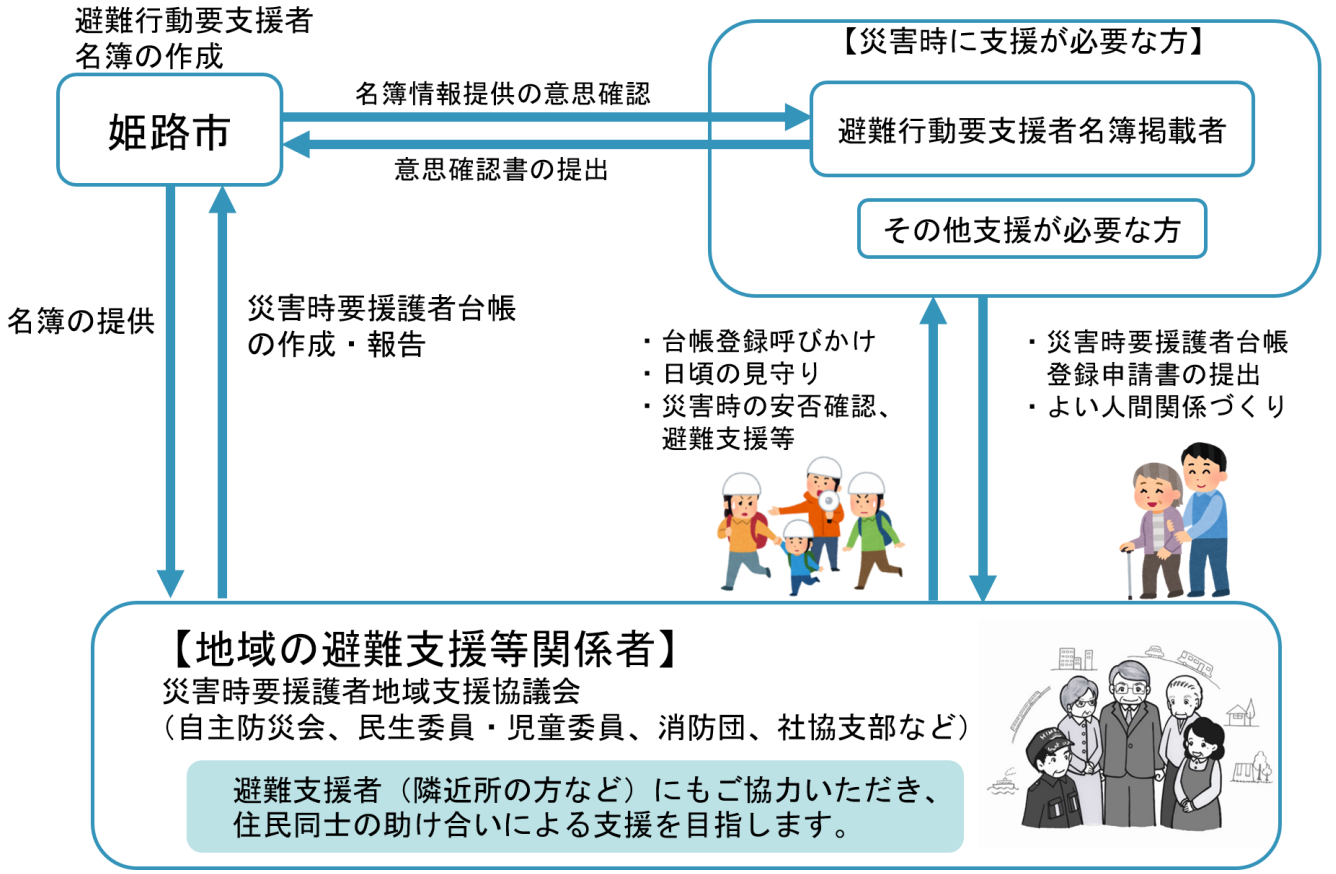

市内の各地域で、自主防災会や民生委員・児童委員、消防団、社協支部等による「災害時要援護者地域支援協議会（以下「地域協議会」という。）」を組織し、地域の災害時要援護者からの申請で台帳を整備し、平常時の見守りや災害時の避難支援を行います。

また、地域協議会は、市の担当部署や地域担当職員と連携し事業を進め、整備した台帳を、市と情報共有します。